

個人番号(マイナンバー)確認書類について《保健予防課》

マイナンバーが記載された申請書類を受け付ける場合は、本人確認（番号確認と身元確認の両方）が必要です。

- 【1】番号確認→記入されたマイナンバーが正しい番号であることの確認
- 【2】身元確認→番号の正しい持ち主であることの確認

これらの確認に必要な書類は下記のとおりです。

申請者本人が申請する場合

【1】番号確認に必要な書類（下記のいずれか1点）

- ◆個人番号カード（写真付きICカード）
- ◆個人番号通知カード（紙ベースのカード《個人番号のみ記載》）（現状と記載事項に変更がないもの）
- ◆個人番号が記載された住民票 又は 個人番号が記載された住民票記載事項証明書

【2】身元確認に必要な書類（(a)欄はいずれか1点、(b)欄はいずれか2点）

(a)	◆個人番号カード ◆住基カード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 上記証明書等のいずれか1点	本人の顔写真付 有効期限内 現住所が記載されている ものであること
(b)	◆公的医療保険の資格確認書（有効期限内のもの）（資格情報のお知らせは不可） ◆指定難病特定医療受給者証、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、子ども医療費受給資格証、ひとり親家庭等医療費受給資格証、自立支援医療費受給者証 ◆各種年金証書、生活保護受給者証、戸籍謄本、納税通知書、源泉徴収票、住民票 上記証明書等の中でいずれか2点	本人の顔写真なし 「氏名と生年月日」又は「氏名と住所」が記載されているものであること 現状と記載事項に変更がないもの

※「個人番号カード」をお持ちの方は、1枚のカードで番号確認と身元確認の両方ができます。

※郵送での申請の場合、上の【1】【2】の写しの提出が必要です。

申請者の代理人が申請する場合

① 代理人の代理権の確認が必要です。

◆任意代理人の場合は、委任状

（例：申請者が父で来所が母の場合、父から母への委任状が必要です。）

委任状がない場合は、代理権を証明するものとして認められる書類

（例えば、申請者の個人番号カード、健康保険証、運転免許証など公的機関等が申請者本人に対して発行等した本人しか持ち得ない書類）

◆法定代理人の場合は、戸籍謄本又はその資格を証明する書類

② 代理人の身元確認が必要です。

◆必要な書類は、上の【2】身元確認に必要な書類一覧と同じです。

③ 本人の番号確認が必要です。

◆必要な書類は、上の【1】番号確認に必要な書類一覧と同じです。

